

大和市都市農業振興基本計画

【概要版】



2019年(平成31年)3月
大和市

第1章 大和市都市農業振興基本計画について

1 計画策定の目的

本市は、小田急江ノ島線、東急田園都市線、相鉄本線が乗り入れ、8つの駅が市内にバランスよく存在し、その沿線には医療、福祉、商業等の生活サービス施設が充実している生活利便性の高い環境が形成されているまちであり、約23万人が居住する大消費地である側面を持ちます。

本市の農業は、こうした都市部に存在するという立地条件を活かし、市民への直接販売による農業経営が行われており、生産は少量多品目で野菜や果樹などを栽培しています。

一方、後継者不足等による担い手の減少や相続を契機とした農地の減少など様々な課題を抱えています。

そこで本計画においては、本市の農業の現状と課題の整理を行い、目指す都市農業の将来像を掲げ、持続可能な都市農業の実現に向けた取り組みを推進することで本市の農業振興を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、大和市の都市農業振興を推進するための計画であり、上位計画である「健康都市やまと総合計画」や、「大和市都市計画マスタープラン」、「大和市環境基本計画」、「大和市緑の基本計画」、「大和農業振興地域整備計画」など関連する計画等と整合を図りながら策定します。

なお、本計画は都市農業振興基本法第10条第1項の規定に基づく地方計画として策定するものです。

3 計画の期間

本計画は、2019年度から2028年度までの10年間の計画とします。

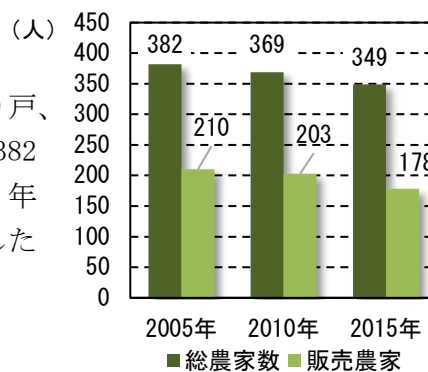
ただし、経済・社会情勢の変化や施策の進行状況などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 大和市農業の現状と課題

1 大和市農業の現状

(1) 農家数の状況

農林業センサスにおける2015年の本市の総農家数は349戸、販売農家数は178戸となっています。2005年の総農家数は382戸、販売農家数は210戸であったことから、2005年から10年間で総農家数は33戸、販売農家数は32戸減少となりました(図1)。



(資料：農林業センサス)

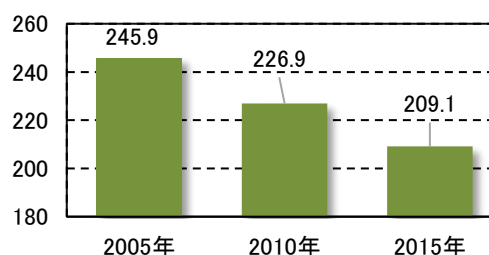
図1 総農家数の推移

(2) 農地の状況

市内の農地面積は209.1haで、市街化区域内の農地は87.1ha(農地面積の約42%)であり、生産緑地地区は59.6ha(同約29%)となっています。

市街化調整区域の農地は122ha(同約58%)であり、農業振興地域の農地は115.4ha(同約55%)、農用地区域が27.5ha(同約13%)となっています。

なお、農地面積は2015年が209.1haとなっており、2005年は245.9haであったことから、2005年から10年間で36.8ha減少しています(図2)。



(資料：農地基本台帳より算出)

図2 農地面積の推移

2 大和市農業の課題

(1) 担い手の育成・確保

本市の都市農業を持続可能なものとするべく、様々な施策を実行する一方で、農業の担い手は、各農業者の近親者が相続を契機に継いでいくだけではなく、新規就農者、民間事業者等の農業参入など、担い手となりえる多様な人々を確保していく必要があります。

(2) 地産地消の促進

市民をはじめとした消費者に対して、新鮮で安心な地場農産物を供給し、「食」を通じた健康づくりを図るため、そして農業者の経営を安定的なものとするためには、今後、更に地産地消を推進していく必要があります。

(3) 農作業に親しめる場等の提供

今後、高齢の方々だけではなく地域の人々の居場所・交流の場の一つとして、本市としては市民農園など「農作業に親しめる場」は重要な施設等と考えており、引き続き、市民農園の整備を進めるとともに、農業体験を通じた農業者と市民の交流などを行うことができる取り組みを推進していく必要があります。

(4) 農地の保全・活用

全国的に急激な人口減少と少子高齢化が進み、都市づくりのあり方について大きく転換することが求められている中で、都市農地については、これまでの“宅地化すべきもの”から“都市にあるべきもの”として認識をし直すことが重要とされています。

農地は農産物を生産するうえで欠かせないものであり、本市の都市農業を振興するうえで農地を保全し、活用していくことは重要な課題となっています。

(5) 防災など多様な機能の発揮

都市農業は農産物の供給という市民をはじめとした消費者の食生活を支える機能以外にも、「防災の機能」「良好な景観の形成の機能」「国土・環境の保全の機能」「農作業体験・学習・交流の場を提供する機能」「農業に対する理解の醸成の機能」といった多様な機能を持っています。

都市農業を持続可能なものとし、本市の安全性、快適性などを更に向上させていくためには、都市農業が持つ多様な機能を適切かつ十分に発揮させることが必要となります。

第3章 大和市の都市農業が目指す方向性

1 将来像

都市農業を守り、持続可能な発展を目指すまち「やまと」

本市の都市農業は生産地と消費地が共存しており、生産者と消費者の距離が近いという特徴があります。担い手の高齢化、後継者不足、農地の減少など様々な課題がありますが、本市は農業者をはじめ、農業団体等の関係機関の協力もあり、消費者に対して新鮮で安心な農産物の供給が行えています。また、農産物の供給以外にも、下和田地区などでは昔ながらの田園風景が残り、潤いのある農景観が形成されているほか、本市の都市農業は防災の機能、環境保全、交流の場など多様な機能を発揮しています。

今後も本市の都市農業を守り、今の世代、そしてこれからの世代にとって魅力ある産業として持続的な発展を目指していきます。

2 基本方針

将来像の実現に向け、“地場農産物の地元での消費を拡大する”、“「農」とふれあい、「農」への理解と関心を高める”、及び“農地を保全し、「農」の多様な機能を活かす”の3つを基本方針とし、都市農業に関する施策を展開していきます。

基本方針1 地場農産物の地元での消費を拡大する

本計画では、“地場農産物の地元での消費を拡大する”を第一の基本方針とし、具体的には「1-1 地場農産物の供給機能を高める」、「1-2 食を通じた健康づくりを推進し、新鮮で安心な地場農産物の地元での消費を増やす」の2つの施策を展開していきます。

基本方針2 「農」とふれあい、「農」への理解と関心を高める

本計画では、市民農園の整備や大和市の都市農業の周知・広報活動などの取り組みを含めた“「農」とふれあい、「農」への理解と関心を高める”を第二の基本方針とし、具体的には、「2-1 「農」とふれあう場をつくり、「農」に関する知識の普及・啓発を図る」を施策として展開していきます。

基本方針3 農地を保全し、「農」の多様な機能を活かす

本計画では、“農地を保全し、「農」の多様な機能を活かす”を第三の基本方針とし、具体的には、「3-1 農地を都市にあるべきものとして保全する」、「3-2 「農」の多様な機能を活用する」の2つの施策を展開していきます。

3 施策の体系

将来像である都市農業を守り、持続可能な発展を目指すまち「やまと」を実現するため、「施策の体系」(図3)に基づき取り組んでいきます。

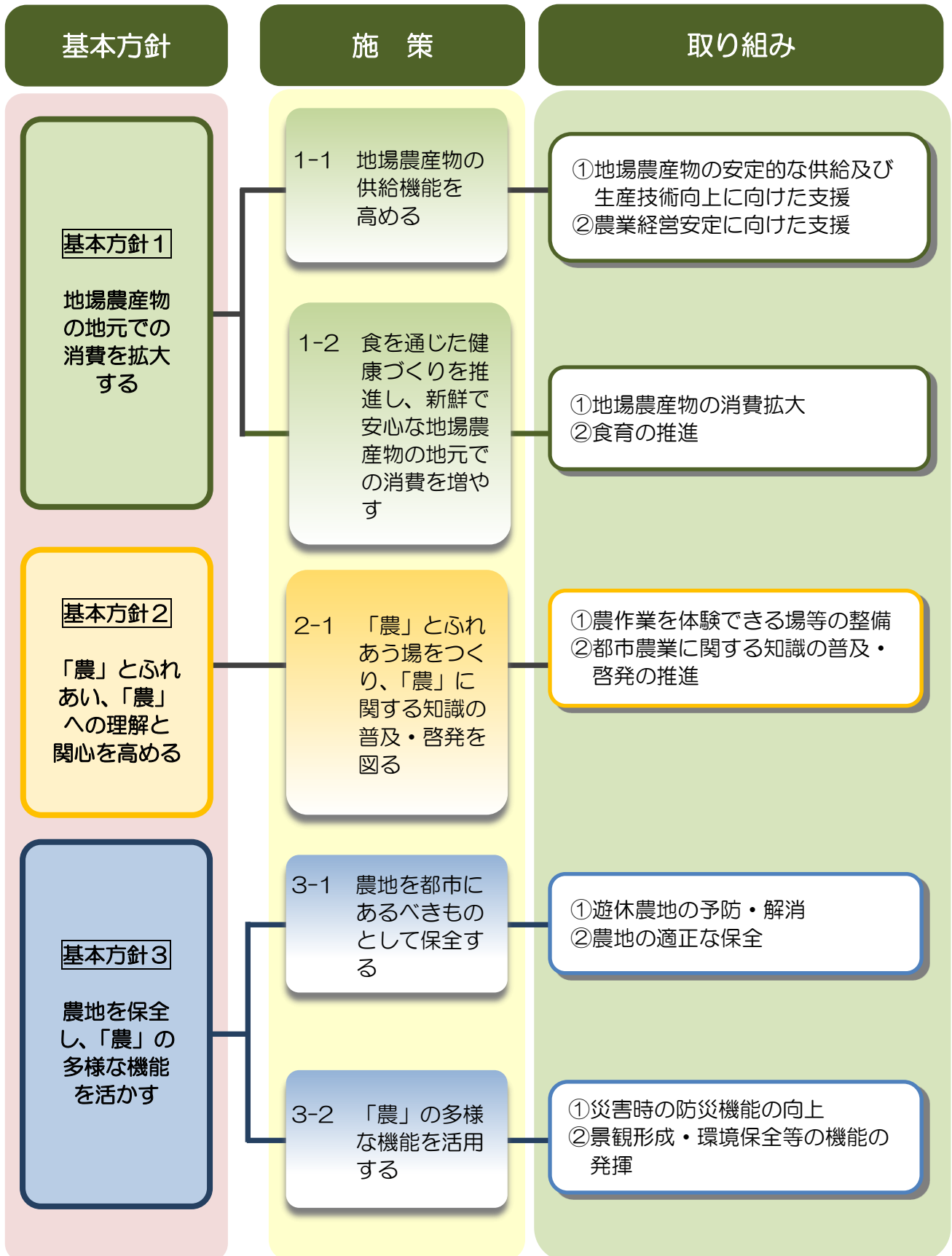


図3 施策の体系図

第4章 将来像の実現に向けた取り組み

基本方針1 地場農産物の地元での消費を拡大する

1-1 地場農産物の供給機能を高める

1-1① 地場農産物の安定的な供給及び生産技術向上に向けた支援

地場農産物を安定的かつ効率的に生産ができるように、栽培技術向上に向けた知識・情報等の提供、担い手に対する農地の集約化を図ることなどから、地場農産物の生産を振興します。

なお、農業者の生産環境向上のため、農地等への不法投棄を防止する対策を行うほか、ハクビシン、アライグマ等の鳥獣害対策を行います。

また、生産にあたっては、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進します。

1-1② 農業経営安定に向けた支援

農業経営の安定や生産を目的に、農業団体などが行う農業の近代化施設整備に対し補助を行います。

また、農畜産物の品質向上やコスト削減につながるよう栽培技術向上に向けた知識・情報等の提供を行います。

1-2 食を通じた健康づくりを推進し、新鮮で安心な地場農産物の地元での消費を増やす

1-2① 地場農産物の消費拡大

本市の地産地消を推進するため、地場農産物を販売する朝霧市・夕やけ市・おさんぼマーケットなどの直売市を支援するとともに、市民をはじめとした消費者に対して地場農産物のPR活動を行います。

1-2② 食育の推進

食を通じた心身の健康増進と豊かな人間形成を基本理念に、関係団体などと連携し、「親子が相互に、そして次の世代へ」つながる食育の取り組みを進めます。

基本方針2 「農」とふれあい、「農」への理解と関心を高める

2-1 「農」とふれあう場をつくり、「農」に関する知識の普及・啓発を図る

2-1① 農作業を体験できる場等の整備

近年のライフスタイルの変化から農業に触れ合いたい、体験したいといったニーズは高まっており、本市ではこれらのニーズに応えるため、市民農園整備を引き続き進めるほか、農業者の指導を受け、収穫体験から本格的な農作業まで行える「体験農園」の開設など、様々なニーズに合わせた農園の支援等を進めます。

2-1② 都市農業に関する知識の普及・啓発の推進

都市農業の多様な役割の1つに「農業に関する市民の理解の醸成」があります。本市では、この理解の醸成の役割に関して、やまと産業フェア等での品評会、朝霧市などの地場農産物の直売の機会、小中学生を対象とした農産物の作文コンクールや水田看板コンクール等を通じて、都市農業に関する知識について普及・啓発を進めていきます。

基本方針3 農地を保全し、「農」の多様な機能を活かす

3-1 農地を都市にあるべきものとして保全する

3-1① 遊休農地の予防・解消

農地が減少傾向にある中、今後も相続や生産緑地の買取り申出等により、更なる農地の減少が懸念されることから、特定生産緑地制度を活用するなど、市内全域の農地保全に努めます。

また、後継者が居ないなど担い手不足を背景とした遊休農地の対策として、農地の借り手と貸し手のマッチングを進めます。

3-1② 農地の適正な維持管理

農地の適正な維持管理のため、農業振興地域整備計画及び都市農業振興基本計画に基づいた管理運営を行い、農地の保全を図ります。

また、生産緑地地区として追加で定められた区域や、新たに特定生産緑地に指定された区域の保全を図るとともに、制度周知を図ります。

3-2 「農」の多様な機能を活用する

3-2① 災害時の防災機能の向上

都市における農地は、貴重なオープンスペースとなっています。災害時における延焼の防止機能だけでなく、地震時における避難場所、復旧用資材置き場等のための防災空間としての役割が期待されていることから、防災協力農地の登録を推進します。

3-2② 景観形成・環境保全等の機能の発揮

農地は潤いのある農景観の形成や、雨水の貯留・浸透、地下水の涵養、生物多様性の保全など様々な機能を有しており、農地や農業がつくりだしている景観は多様です。この農景観を次世代に継承するため、貴重な田園風景を保全する取り組みを支援するとともに、緑地保全に関する取り組みを推進します。

4 目標値の設定

項目	現状値（2018年3月末時点）	目標値（2028年度）
援農サポーターの登録者数	40人	55人
朝霧市、夕やけ市、おさんぽマートの年間開催回数	152回	160回
市民農園区画数	943区画	1100区画
農地の利用権設定面積	7.25 ha	10.0 ha

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制の確立

本計画に沿って、都市農業を守り、持続可能な発展を目指すまち「やまと」を実現していくには、農業者を含む市民、農業団体、民間団体、行政等が各々の役割を分担し、互いに連携・協力し合いながら、本計画に定めた施策等を推進していくことが重要です。

2 計画の進行管理

PDC Aサイクル（計画・実行・評価・改善）を実施することで、計画の進行管理を行います。また、経済・社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

大和市都市農業振興基本計画【概要版】

2019年（平成31年）3月

発行：大和市

編集：環境農政部 農政課

〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号（市役所本庁舎4階）

電話（直通） 046-260-5132